

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

|         |  |      |   |
|---------|--|------|---|
| 区分      | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）   |      |   |
| 種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   | 分野   | <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教<br><input type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 建設 |
| 要望先     | <input type="checkbox"/> 国   | 担当省庁 |   |
|         | <input checked="" type="checkbox"/> 県  | 担当部局 | 県民文化部   |
|         | <input type="checkbox"/> その他   | 名称   |   |
| 件名      | 7 家庭的保育事業等に対する支援について   |      |   |
| 提案市     | 上田市  |      |   |
| 提案要旨    | 県事業の「低年齢児保育支援事業」において、家庭的保育事業等の小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「小規模保育事業等」という。）に対しても、保育士加配等に対する助成が受けられるよう要望する。   |      |   |
| 提案理由    | <p>保育所の設備運営基準における保育士の配置基準は、子どもの安全確保に極めて重要であり、各自治体では国の基準以上に保育士の配置を行い、手厚い保育を実施している状況がある。</p> <p>県では、子育て支援総合助成金などにより、民間保育所に対し様々な支援を行っており、低年齢児保育支援事業において、乳児及び1歳児の保育士配置に対する助成がなされているが、市町村が認可する「家庭的保育事業等（小規模保育事業及び事業所内保育事業を含む。）」は助成対象となっていない。</p> <p>については、民間保育所と同様に園児の安全を確保し、保育の充実を図るため、小規模保育事業等についても当該助成金の対象としていただきたい。</p>                     |      |   |
| 現況及び課題等 | <p>上田市では、現在、3施設が小規模保育事業を行っているが、市条例において1歳児の保育士配置基準を他の民間保育所（児童福祉法第35条第4項認可と同様に、保育士1人当たり3人と市独自に定めている。（国基準は6：1）民間保育所においては、県及び市の補助により、保育士配置に対する支援がなされているが、小規模保育事業等については対象となっていない。</p> <p>【参考】</p> <p>低年齢児保育支援事業（補助率：県1／2、市1／2）</p> <p>①乳児保育支援事業      1施設当たり      年額      510,000円</p> <p>②1歳児保育支援事業      加配保育士1人当たり      年額      1,776,000円</p> |      |   |
| 法令関係    | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第33条<br>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 第29条   |      |   |